

平成22年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会

日時：平成22年5月17日（月）13：30～
場所：ピュアリティまきび 3階 飛鳥「あすか」

1 開会

2 議事

- (1) 会長選任について
- (2) 平成21年度ハンセン病問題対策事業実施状況について
- (3) 平成22年度ハンセン病問題対策事業実施計画について
- (4) 当協議会の公開について
- (5) その他

平成22年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会
出席者名簿

岡山県ハンセン病問題対策協議会委員

所属・職名	氏名	備考
関西福祉大学教授	平松 正臣	
元ノートルダム清心女子大学教授	南 智	
長島愛生園入所者自治会	池内 謙次郎	
邑久光明園入所者自治会会長	屋 猛司	
長島愛生園園長	藤田 邦雄	
邑久光明園園長	畑野 研太郎	
岡山弁護士会	則武 透	
教育庁人権教育課長	谷名 隆治	
県民生活部人権施策推進課長	安永 知昭	
土木部都市局住宅課長	杉原 雅夫	
保健福祉部保健福祉課長	海老塚 聖也	代理出席 保健福祉課 副課長 村木 智幸
保健福祉部健康推進課長	則安 俊昭	

(12名)

事務局等

所属・職名	氏名	備考
岡山県ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員	金田 美佐緒	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班総括副参事	原田 昌樹	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班主任	難波 陽子	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班技師	田村 一紗	

(4名)

岡山県ハンセン病問題対策協議会設置要綱

平成14年5月30日 協議会定め

(目的)

第1条 「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提言された、偏見・差別解消のための啓発事業とハンセン病療養所入所者の社会復帰等を支援する福祉増進施策について、その具体的な対策の協議・調整を行い、これらの施策を総括する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 県民がハンセン病に対する正しい認識を深めるための啓発に関する事項
- (2) 入所者の社会復帰支援等の福祉増進施策に関する事項
- (3) 入所者に対する聞き取り調査や関連資料・史料の収集・蓄積に関する事項
- (4) その他ハンセン病問題対策において必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で構成する。

2 協議会の委員は、次の各号に該当する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員の任期)

第4条 委員の任期は毎年度末までとする。ただし、年度途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまではその職務を行うものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者に対し出席を求めその意見を聞き、または説明を受けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

平成21年度岡山県のハンセン病問題対策事業実施状況

意見書提言※	事業	実施時期	内容
全体統括	●岡山県ハンセン病問題対策協議会	H21. 8. 28	第1回
個別課題の処理 1 偏見・差別解消のための啓発事業のきめ細やかな実施 (1) 単なるパンフレットの配布等でなく、啓発資料を活用した語り部等による伝承、対話集会の実施等きめ細やかな事業実施を工夫すること	●ハンセン病問題に関する講演会等の開催 11校で実施 ●地域交流事業 ・県民が実施する地域交流事業への補助 ●語り部DVDの活用	H21. 9. 24 H21. 10. 1 H21. 11. 24 H21. 12. 3 H21. 12. 7 H21. 12. 15 H21. 12. 16 H22. 1. 20 H22. 1. 28 H22. 2. 12 H22. 2. 15 随時 随時	就実高等学校 講師：長島愛生園 神谷文義氏 ベル学園高等学校 講師：長島愛生園 谷本静夫氏 美作高等学校 講師：長島愛生園 池内謙次郎氏 岡山市立岡南小学校 講師：長島愛生園 池内謙次郎氏 高梁市立備中中学校 講師：邑久光明園 山本英郎氏 津山市立佐良山小学校 講師：長島愛生園 金 泰九氏 岡山市立豊小学校 講師：邑久光明園 屋 猛司氏 倉敷市立味野中学校 講師：邑久光明園 望月拓郎氏 岡山市立幸島小学校 講師：長島愛生園 中尾伸治氏 高梁市立高梁中学校 講師：邑久光明園 屋 猛司氏 倉敷市立真備東中学校 講師：長島愛生園 石田雅男氏 申請件数：9件（544人） 図書館等での視聴・貸出等
(2) ハンセン病に関する正しい情報提供を行うこと	●ホームページでの啓発「みんなで描くひとつの道」 www.hansen-okayama.jp ●リーフレット、小冊子の配布	通年 随時	公開開始：H14. 6. 24 保健所、市町村等へ配布 長島愛生園歴史館等での活用

意見書提言※	事業	実施時期	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 県広報誌等による啓発 ● 啓発パネル等の貸出 ○ 保健福祉部職員研修 ○ パンフレット等の設置、配布 	6月 随時 H21. 7. 17 H21. 10. 5 随時	県の広報枠の活用 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」 希望に応じて貸出 邑久光明園 24名参加 長島愛生園 18名参加 公民館・図書館等の公共施設（185か所）での情報提供
(3) 道徳副読本問題が提起した偏見・差別の無意識な助長に配慮し、学校教育の中の人権教育において取り上げる事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流研修会の実施等 ○ 各種研修会における、リーフレット・「ハンセン病に関する県民意識調査」の結果概要等の配付・説明 ○ 人権教育指導資料の活用の促進等 	通年	教育庁による取り組み
(4) 高齢者等への理解を深めるために社会教育活動として生涯学習（出前講座）にも取り組むなど人権意識涵養をさらに推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ● DVD（改訂版）の販売 「人間回復の橋、心のかけ橋となれ」 「ハンセン病療養所語り部証言集」 「今、わたしたちができること」 ○ 交流活動を通じた指導者研修の実施 	通年 6月	制作委託会社に販売委託 人権施策推進課が実施する人権啓発事業での実施
(5) 若い世代に対する啓発は、ハンセン病の正しい知識についてストレートに伝えていくこと	各啓発活動の中で配慮		
(6) 主要公立図書館にハンセン病関連文献コーナーを設置すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立図書館への設置 ○ 啓発パネル・関連図書展示 	通年 H21. 6. 13 ~7. 10	ハンセン病関連文献コーナーを設置:教育庁生涯学習課 県立図書館 1階で展示 「学ぼうハンセン病」
2 福祉増進施策の実施 (1) 入所者を訪問し、県に対する要望などの意向調査を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会復帰支援員等による意向調査 ● 入院患者激励費の贈呈（ハンセン病療養所入所者に対するもののみ） 	通年 21. 12. 22 // //	療養所出張相談による把握・両園 毎月2回 長島愛生園 邑久光明園 大島青松園
(2) 社会復帰に当たり入所者の参考とするため、県民に対し、社会復帰受け入れ等に関する意識調査を行い、その結果を両園入所者に提示すること	● ハンセン病に関する県民意識調査結果の周知	通年	ホームページへの掲載

意見書提言※	事業	実施時期	内容
<p>(3) 社会復帰支援員を設置し、社会復帰希望者からの相談に対応するとともに、当面、住宅、医療等の確保が求められている状況を受けて、継続的に入所者及び親族や関係市町村等との連絡調整等の支援を行うこと</p>	<p>●社会復帰支援員による支援活動</p>	<p>通年</p>	<p>医療ソーシャルワーカー等 ・32名 ・療養所への出張相談 両園 毎月2回 ・退所者訪問 随時 定期 月1回</p>
<p>(4) 住宅の確保について、関係市町村とも十分連携しながら公営住宅の優先入居や民間住宅の入居斡旋等の支援を行うこと</p>	<p>○県営住宅の最優先入居 ●住宅費の一部補助 「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」</p>	<p>随時 随時</p>	<p>住宅課 生活保護基準 (例)岡山市37,000円/月</p>
<p>(5) 医療の確保について、退所者に対する在宅医療の確保や療養所の協力医師、協力医療機関の確保、医療関係者の研修を目的として、療養所、入所者自治会と関係自治体、医療関係団体等との協議の場を設ける等の支援を行うこと</p>	<p>●個別案件ごとに対応 ・関係自治体、医師会との協議 ・サポートプログラム作成、研修 ●医療費、介護保険利用料の補助 「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」</p>	<p>随時 随時</p>	<p>社会復帰希望者の要望を踏まえ、関係自治体や医療機関等と連絡調整 自己負担上限(市民税非課税) ・医療費 35,400円/月 ・介護費 24,600円/月</p>
<p>(6) 本人の希望に応じ、里帰り希望者には個別対応を行うこと</p>	<p>●岡山県出身者への訪問 ●意向を伺い、個別案件ごとに対応 ・里帰り、墓参りへの支援</p>	<p>H21.7.1 H21.7.22 H21.7.23 H21.7.29 H21.7.30</p>	<p>長島愛生園・邑久光明園 神山復生病院 多磨全生園 大島青松園 菊池恵楓園</p>
<p>3 両園保有史料の保全策に関する国への要望の実施</p>	<p>●史料の保全に関する要望</p>		<p>平成21年度重点要望</p>
<p>4 今後体制を整えた上でさらに行う取り組み (1) ハンセン病療養所入所者に対する聞き取り調査の実施 自治会及び園当局の協力を得て、聞き取り調査を実施し、了解が得られる方の聞き取り調査結果については、啓発資料として活用すること</p>	<p>●小冊子への体験談の掲載</p>	<p>通年</p>	<p>入所者の体験談を掲載した小冊子の活用</p>

意見書提言※	事業	実施時期	内容
(2) 関連資料・史料の収集・蓄積 広く県民に対して関連資料の提供を呼びかけるとともに、歴史研究者の協力を得て、岡山県及び市町村保存資料等の調査・研究を進め、偏見・差別解消に向けた取組みの一環として、これらの調査・研究を通じて明らかにされる事実を題材として、県民に対する啓発を行うこと	●資料集刊行、収集した史料の保存・公開	通年	平成20年度までに刊行した資料集制作の際等に収集した史料を、平成21年度末に県立記録資料館へ引き継ぎ

- 注) 1 ※印の意見書提言とは、平成14年3月20日「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言のこと
- 2 ●は健康対策課の実施事業

平成22年度岡山県のハンセン病問題対策事業実施計画（案）

意見書提言※	事業	実施時期	内容
全体統括	●岡山県ハンセン病問題対策協議会	H22. 5. 17	第1回 年2回程度予定
個別課題の処理 1 偏見・差別解消のための啓発事業のきめ細やかな実施 (1) 単なるパンフレットの配布等でなく、啓発資料を活用した語り部等による伝承、対話集会の実施等きめ細やかな事業実施を工夫すること	●ハンセン病問題に関する講演会等の開催 ●地域交流事業 ・県民が実施する地域交流事業への補助 ●語り部DVDの活用	9月～2月 随時 随時	10校程度を予定 20件分を予定 図書館等での視聴・貸出等
(2) ハンセン病に関する正しい情報提供を行うこと	●ホームページでの啓発「みんなで描くひとつの道」 www.hansen-okayama.jp ●リーフレット、小冊子の配布 ●県広報誌等による啓発 ●啓発番組の放送 ●啓発パネル等の貸出 ●ハンセン病市民学会in瀬戸内実行委員会への参加 ○保健福祉部職員研修 ○パンフレット等の設置、配布	通年 随時 随時 6.26(土) 随時 5.8(土)～9(日) 随時	公開開始：H14.6.24 保健所、市町村等へ配布 長島愛生園歴史館等での活用 県の広報枠の活用 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」 30分番組 RSK 16:30-17:00 希望に応じて貸出 事前準備と当日参加 公民館・図書館等の公共施設（185か所）での情報提供
(3) 道徳副読本問題が提起した偏見・差別の無意識な助長に配慮し、学校教育の中の人権教育において取り上げること	○交流研修会の実施等 ○各種研修会でリーフレット・小冊子等を配付し説明 ○人権教育指導資料の活用 の促進等	通年	教育庁による取り組み
(4) 高齢者等への理解を深めるために社会教育活動として生涯学習（出前講座）にも取り組むなど人権意識涵養をさらに推進すること	●DVD（改訂版）の販売 「人間回復の橋、 心のかげ橋となれ」 「ハンセン病療養所 語り部証言集」 「今、わたしたちができる こと」 ○交流活動を通じた指導者研修の実施	通年 6月	制作委託会社に販売委託 人権施策推進課が実施する人権啓発事業での実施

意見書提言※	事業	実施時期	内容
(5) 若い世代に対する啓発は、ハンセン病の正しい知識についてストレートに伝えていくこと	各啓発活動の中で配慮		
(6) 主要公立図書館にハンセン病関連文献コーナーを設置すること	○県立図書館への設置 ○啓発パネル・関連図書の展示	通年 6月頃	ハンセン病関連文献コーナーを設置：教育庁生涯学習課 県立図書館1階で展示
2 福祉増進施策の実施 (1) 入所者を訪問し、県に対する要望などの意向調査を行うこと	●社会復帰支援員等による意向調査 ●入院患者激励費の贈呈（ハンセン病療養所入所者に対するもののみ）	通年 12月頃	療養所出張相談による把握・両園 毎月2回 長島愛生園 邑久光明園 大島青松園
(2) 社会復帰に当たり入所者の参考とするため、県民に対し、社会復帰受け入れ等に関する意識調査を行い、その結果を両園入所者に提示すること	●ハンセン病に関する県民意識調査結果の周知	通年	ホームページへの掲載
(3) 社会復帰支援員を設置し、社会復帰希望者からの相談に対応するとともに、当面、住宅、医療等の確保が求められている状況を受けて、継続的に入所者及び親族や関係市町村等との連絡調整等の支援を行うこと	●社会復帰支援員による支援活動	通年	医療ソーシャルワーカー等・30名 ・療養所へのお出張相談 両園 毎月2回 ・退所者訪問 随時 定期 月1回
(4) 住宅の確保について、関係市町村とも十分連携しながら公営住宅の優先入居や民間住宅の入居斡旋等の支援を行うこと	○県営住宅の最優先入居 ●住宅費の一部補助「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」	随時 随時	住宅課 生活保護基準 (例)岡山市37,000円/月
(5) 医療の確保について、退所者に対する在宅医療の確保や療養所の協力医師、協力医療機関の確保、医療関係者の研修を目的として、療養所、入所者自治会と関係自治体、医療関係団体等との協議の場を設ける等の支援を行うこと	●個別案件ごとに対応 ・関係自治体、医師会との協議 ・サポートプログラム作成、研修 ●医療費、介護保険利用料の補助 「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」	随時 随時	社会復帰希望者の要望を踏まえ、関係自治体や医療機関等と連絡調整 自己負担上限(市民税非課税) ・医療費 35,400円/月 ・介護費 24,600円/月

意見書提言※	事業	実施時期	内容
(6) 本人の希望に応じ、里帰り希望者には個別対応を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県出身者への訪問 ●意向を伺い、個別案件ごとに対応 ・里帰り、墓参りへの支援 	6～7月頃	長島愛生園・邑久光明園 神山復生病院 多磨全生園 大島青松園 菊池恵楓園
3 両園保有史料の保全策に関する国への要望の実施	●史料の保全に関する要望		平成22年度重点要望
4 今後体制を整えた上でさらに行う取り組み (1) ハンセン病療養所入所者に対する聞き取り調査の実施 自治会及び園当局の協力を得て、聞き取り調査を実施し、了解が得られる方の聞き取り調査結果については、啓発資料として活用すること	●小冊子への体験談の掲載	通年	入所者の体験談を掲載した小冊子の活用
(2) 関連資料・史料の収集・蓄積 広く県民に対して関連資料の提供を呼びかけるとともに、歴史研究者の協力を得て、岡山県及び市町村保存資料等の調査・研究を進め、偏見・差別解消に向けた取組みの一環として、これらの調査・研究を通じて明らかにされる事実を題材として、県民に対する啓発を行うこと	●資料集刊行、収集した史料の保存・公開	通年	平成20年度までに刊行した資料集制作の際等に収集した史料を、平成21年度末に県立記録資料館へ引き継ぎ、史料公開に向けて準備

- 注) 1 ※印の意見書提言とは、平成14年3月20日「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言のこと
2 ●は健康推進課の実施事業

審議会等の設置及び運営等に関する指針（抜粋）

6 公開等

(1) 公開基準

審議会等における審議等の状況を明らかにし、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- ・岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査等を行う場合
- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6（1）の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6（4）の会議の開催周知等で明らかにする。

(3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

(5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

7 その他

この指針は、平成22年4月1日から施行する。